



ハグインレター



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所

P1

コラム

トヨタ自動車豊田社長のメッセージ

テレビCMに登場され「過去に時間を使うのは、私で最後にしたい！」とおっしゃる豊田章男社長の言葉に触発され、YouTube で関連する2つの動画を観てみましたので、ご紹介させていただきます。

ひとつは 2020 年 3 月決算説明会における豊田社長のスピーチです。

「2009 年の社長就任以来、多くの危機を乗り越えながら体質強化に取り組んできました。改革に反対する声も多い中、社内にも『トヨタは大丈夫』という意識が強く、平時の改革の難しさを感じました。しかし反対を押し切って改革を断行し、かなり体質強化を達成できました。おかげで新型コロナの影響により世界各地で生産停止を余儀なくされる中、売上が 22%減少しても 5,000 億円の利益確保を目指しています。」株主や従業員だけでなく関連企業にも、日本や世界全体に向けた力強いメッセージでした。

もうひとつは、新型コロナ危機に際し全世界 37 万人の従業員に送った励ましのメッセージです。

「we are TOYOTA! 我々は家族である。明けない夜はない。僕らに乗り越えられないものはない。みんなありがとう。健康第一で！」

「深刻になるな真剣になれ！やれることしかできない。やれないことをウジウジ考えてもダメ。今できることは何なのか？今やれることをやって、開けたら一気に頑張ろう！」

豊田社長のこれらのメッセージをどう受け止めたのか、世界各地のトヨタの幹部に、俳優の香川照之氏がオンラインで取材をしていました。以下は、各地域の責任者の話とそれを踏まえた感想です。

「中南米では、ロックダウンですべての営業活動が止まり、移動が禁止されました。北米でも、全工場生産停止し、在宅勤務を強いられる中、お客様と直接コンタクトしないでどうやって販売していくかを真剣に考えました。一方で、フェイスシールドを試作して配布するなど、地域貢献として出来ることをしました。」さすがのトヨタです。

「ヨーロッパでは、販売店に来るのが嫌なお客様に向けて、近所の公園で青空展示したり、デモカーを自宅まで運転して消毒等対策をしたりしました。こういう時期だからこそお客様が求めることを把握して対応することの大切さを学びました。ロックダウンが長期間続く中で、外に出ることの喜び、クルマに乗って移動することの喜びを感じてもらいたいとの思いでいっぱいでした」自動車メーカーならではのですね。

豊田社長からのメッセージは反響も大きかったらしく、「孤独になりかけていた時に元気をもらった。仕事ができる幸せを感じた。今は斧を研ぎましょう。そして雨が止んだら木を切りましょう！」各地域の責任者の方々は「共に力を合わせて頑張ろう！私たちがやれることは何でもする！」いずれの幹部も「優しい笑顔に励まされた！希望を持ち皆でこの危機を乗り越えていこう！」と常に前向きな様子でした。

規模や中身、もちろん財務体質なども全然違いますが、会社全体で危機に取り組むその姿勢については、ほんの少しでも見習いながら、私たちが共に頑張って参りましょう！



情報

P2

新型コロナ支援制度の創設や拡充について

○国の政策支援（令和2年7月1日現在）

・雇用調整助成金の拡充

現在、1人1日当たり8,330円となっている上限額が1万5,000円に引き上げられました。
また、上限額や助成率の引き上げの特例が適用される期間を9月末まで延長し、解雇等を行わず雇用の維持に努めた中小企業の助成率が9/10から10/10（100%）に拡充されました。

・休業支援金制度の創設

勤め先の企業の資金繰りの悪化などの理由で休業手当を受け取れない人に対して、国が直接給付する「休業支援金」制度が創設されます。給付率は休業前の賃金の8割です。

上限額は雇用調整助成金の水準と合わせて月額33万円とし、適用される期間は令和2年4月から9月末までとなります。

・家賃支援給付金の創設（申請の受付時期未定）

事業者の賃料の負担を軽減するため、「家賃支援給付金」制度が創設されます。

対象は、売上が前年より、ひと月で50%以上減少した事業者や、3か月で30%以上減少した事業者です。

中堅・中小企業は月に50万円、個人事業主は25万円を上限に、原則、賃料の3分の2が半年間給付されます。また、複数の店舗を借りている事業者には、例外措置として上限額が、中堅・中小企業は100万円、個人事業主は50万円に引き上げられます。

○兵庫県中小企業事業再開支援事業補助金

中小法人・個人事業主を対象に、コロナウイルス接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に対する補助金が支給されます。※従業員数により対象外となる場合があります。

区分	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円

事業に要した費用の合計額が補助金額に満たない場合は、補助金が支給されません。

・申込期間 令和2年6月30日(火) ～ 令和2年9月30日(水)

補助代償となる経費
感染拡大を予防するために必要な経費（資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費）

※令和2年4月7日～9月30日の間に支払った上記の経費が対象です。

詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



情報

P3

「マイナポイント」制度が始まります

先月号で「マイナンバーカードの現状とこれから」についてご紹介しましたが、今月は今年の9月12日～翌年3月31日に導入されるマイナポイント事業に焦点を当ててご紹介します。

○マイナポイント事業とは？

マイナポイントの活用により

- ・消費の活性化
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・官民キャッシュレス決済基盤の構築

を目的とする事業です。



○マイナポイントとは？

キャッシュレス決済サービス利用時に付与されるポイントのことで、キャッシュレス決済により支払った金額の25%分（最大5,000円）のポイントがもらえ、このポイントは従来のポイント同様に買い物等で利用できます。このポイントを得るためにはマイナンバーカードを取得し、スマートフォンやパソコンを用いてマイナポイントに申込みをする必要があります。

○利用できるキャッシュレス決済サービスは？

ICカード（電子マネー）・QRコード決済・クレジットカードなどが利用できます。

<一例>

ドコモd払い・auPay・PayPay・WAON・nanaco・三井住友カード・ICOCA など

このサービスを受けるためにはマイナンバーカードの取得が必要となっています。

マイナンバーカードの取得は、役所で申請の他、郵便による申請の、スマートフォンやパソコンでの申請、まちなかの証明写真機からも申請できますが、カードの発行には1か月程度の期間を要しますのでお気を付けください。

また、マイナポイントは誰でも取得することが可能ですが、キャッシュレス決済を家族で共有することはできません。例えば、1枚のWAONカードを家族で共有するなどして、ポイント還元を受けることはできません。

今後、マイナンバーカードを用いての各種サービスが始まります。これを機にマイナンバーカードを取得されてはいかがでしょうか？

（記事担当：大西）

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX